

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 堀川 拓郎

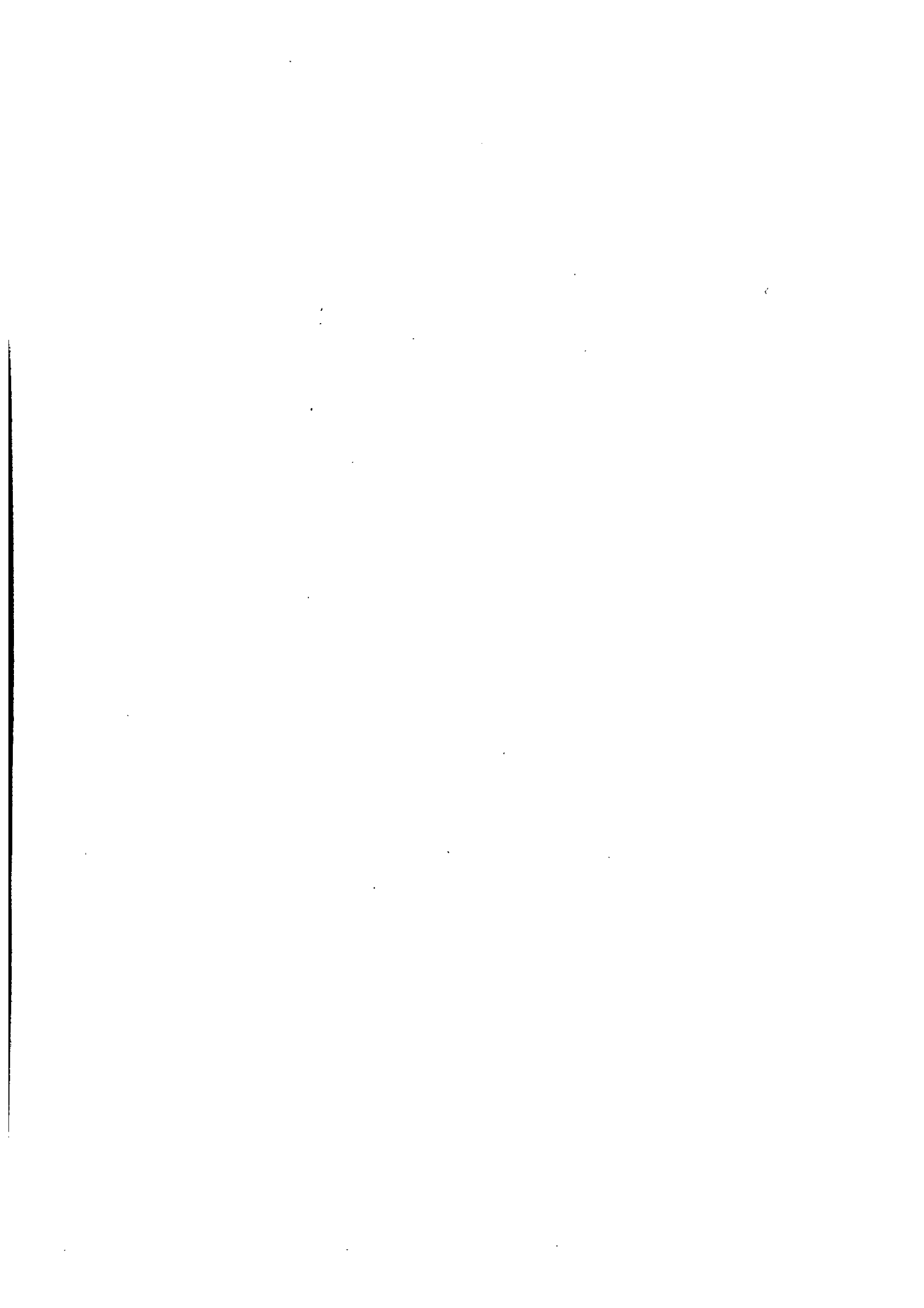
令和4年度第1回教育委員会定例会の追加案件について

記

追加案件

議案

- 第5号 平山小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第6号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第7号 第9期日野市郷土資料館協議会委員の任命の専決処分について



議案第5号

平山小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和4年4月14日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

日野市立平山小学校学校運営協議会委員

<<日野市立平山小学校学校運営協議会委員 解任者>>

番号	氏名	住所	解任理由	期数
1	長崎 将幸		人事異動による転出のため	2
2	佐生 秀之		人事異動による転出のため	1
3	和田 栄治		人事異動による転出のため	3

解任日：令和 4年（2022年）3月31日

<<日野市立平山小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏名	住所	備考	期数
1	北里 浩一		日野市立平山小学校校長 (対象学校の校長)	新
2	大山 泰政		日野市立平山小学校副校長 (対象学校の副校長)	新
3	阿部 啓介		日野市立平山中学校校長 (関係行政機関の職員)	新

任 期： 自 令和 4年（2022年）4月 1日

至 令和 6年（2024年）3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの。

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

議案第6号

東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和4年4月14日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員

<<日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員 解任者>>

番号	氏名	住所	解任理由	期
1	高橋 大造		人事異動による転出のため	4
2	苫米地 陽子		人事異動による転出のため	3

解任日：令和 4年（2022年）3月31日

<<日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏名	住所	備考	期
1	仙田 恵美		地域コーディネーター (地域住民)	新
2	斉藤 境栄		日野市立東光寺小学校校長 (指定学校の校長)	新
3	綾部 早月		日野市立東光寺小学校主幹教諭 (指定学校の教職員)	新

任 期： 自 令和 4年（2022年）4月 1日

至 令和 5年（2023年）3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

議案第7号

第9期日野市郷土資料館協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和4年4月14日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市郷土資料館条例（昭和63年条例第20号）9条第1項の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

日野市郷土資料館協議会委員

《日野市郷土資料館協議会委員 解任者》

氏名	住所	解任理由	期
長崎将幸		人事異動のため	2
高橋清吾		人事異動のため	3

解任日：令和4年3月31日

《日野市郷土資料館協議会委員 任命者》

氏名	住所	備考	期
斉藤 境栄		東光寺小学校校長	新
川島 清美		日野第三中学校長	新

任期 自 令和4年4月1日

至 令和6年3月3日

《日野市郷土資料館条例》

(委員の任命及び定数)

第9条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、教育委員会が任命する。

2 委員の定数は、10人以内とし、次に掲げる者で構成する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者 8人以内

(2) 公募による市民 2人以内

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。